

特定非営利活動法人
埼玉県介護支援専門員協会会報

特別9号

さいたまケアマネだより

<発行> 特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会 (事務局)さいたま市浦和区仲町 2-13-8

今年度の取り組みについて

理事長 千葉道子

新しい年度が始まります。

昨年は医療と介護の同時の制度改正・報酬改定があり、あわただしい1年でした。とりわけ私たちに直接関係がある「介護支援専門員(ケアマネジャー)の資質向上と今後のあり方に関する検討会」の中間的な整理が報告されました。検討の中で話題になったケアプラン新様式(案)については、今、検証作業の段階です。

さて、今年度の総会時、理事が改選され、選出された理事により協会が運営されますが、ここに重点課題の方針を示します。

- I. 厚労省の「あり方検討会」で提案された「新様式案」(課題整理表・評価表)の有効性など、ケアマネジメントに係る法令・通知の検証を行い、提言いたします。
- II. 介護支援専門員研修システム及びカリキュラムの充実を図るために、委託研修会・自主研修会を数多く開催し、介護支援専門員の研修課題を整理し、埼玉県及び国への提言に繋がります。
また、主任介護支援専門員研修の受託を目指し活動いたします。
- III. 研修単位認定制度及びスキルアップ手帳の周知と活用を図り、今後の介護支援専門員研修システムにリンクできるよう、提案いたします。
- IV. 当協会の財務内容の強化を図るために、事務局体制の効率化を図ります。

その他、県内の地域の介護支援専門員の会の要望や行政等からの期待に応えられるように、各部が定めた次の具体的な方針のもとに活動してまいります。

皆さまの一層のご支援・ご協力をお願いいたします。

定期総会告示

平成 25 年度 総会のお知らせ

第 9 回定期総会を下記日程にて執り行います。会員の皆様には、積極的なご参加をお待ちしております。

出席者、欠席者どちらの方も、

同封しました「第 9 回定期総会へのご出欠の確認」を

F A Xにてお知らせください。

総会の成立に関する重要な要件でありますのでよろしくお願いたします。

総 会

日 時 : 5 月 2 6 日 (日) 1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 3 0

会 場 : 埼玉教育会館 201, 202 号室

内 容 :

- ・平成 24 年度 事業報告
- ・平成 24 年度 決算報告
- ・平成 25 年度 事業計画案
- ・平成 25 年度 予算案
- ・平成 25 年度 役員候補案

について審議していただきます。

基調講演

■ 講演開始時間 : 1 3 時 3 0 分から 1 4 時 4 0 分

■ 講 師 : 前厚労省老健局長

宮島 俊彦 氏

■ 演 題 : 「ケアマネジャーの今後の展望」

研究大会のお知らせ

基調講演に引き続き 1 5 時 0 0 分から 1 6 時 3 0 分を予定しております。

(発表者募集中です。詳細は当協会ホームページをご覧ください。)

平成24年度 第4回アンケート

「生活保護との関わりについて」のアンケート結果について

調査研究部長 讃岐敏明

1. はじめに：「さいたま市で起きた「貧困ビジネス事件」

平成25年1月31日、さいたま市内で生活保護受給者を住まわせていた宿泊施設の関係者が、生活保護費の横領で逮捕されました。これは生活保護の実施に責任のある福祉事務所が、実際の運用を無責任に「下請け」に「丸なげ」している現状を象徴した事件と言えます。

報道されていないようですが、この宿泊所の住民の中には、介護保険サービスを利用中で、保護費が横領されたことから、サービス提供事業者に自己負担分の支払いができなくなっている事例もあります。

全国的に見て埼玉県は今後高齢者人口の急増が予想されていますが、これは生活保護を受給する高齢者もまた増えることを意味している事に、どれだけの人が気づいているのでしょうか。そして冒頭に触れたさいたま市での「貧困ビジネス事件」も、また増加する可能性の高い事も。

本事件は、ケアマネジャー（以下「ケアマネ」とする。）が、法に則った適切なケアマネジメントを展開するには、福祉事務所との連携を重視しなくてはならない事を気付かせてくれました。

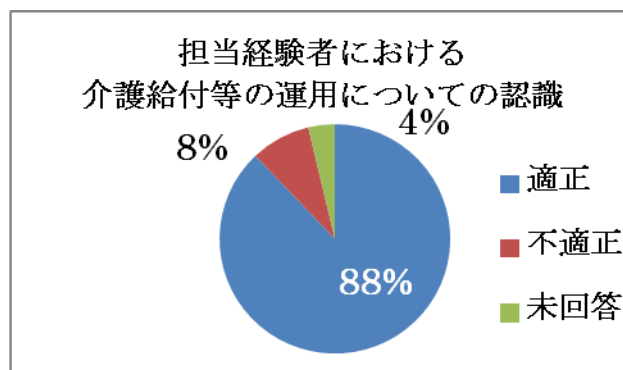
（なお、さいたま市の事件と時期的に合致してしまいましたが、このアンケートは事件とは無関係です。）

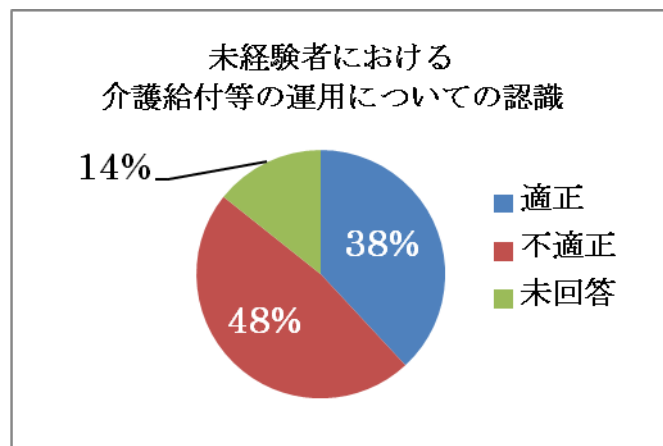
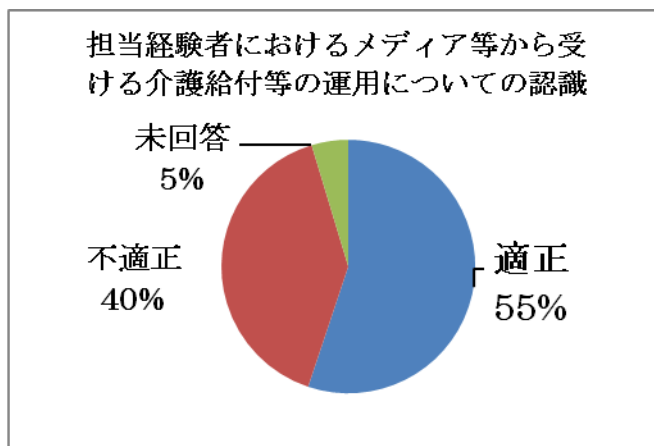
2. アンケート結果をまとめて…

ケアマネだからと言って、一般市民と比べて生活保護制度、特にその運用について詳しいとは限りません。ましてや生活保護の場合は、議会によるチェックもない上、ケースワーカーとして現場に当たっているのは、一部の地方公務員だけであり、県内の各福祉事務所間でも運用面に相当の違いがあります。このような状況の中で、ケアマネが生活保護制度を知るのは、自分で生活保護受給中の利用者を担当するか、マスメディアの報道だけです。

一問目の質問は、

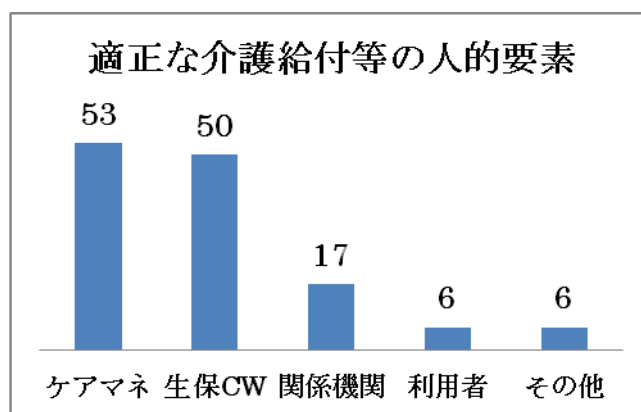
生活保護受給者の担当経験者における生活保護下の介護サービス運用についての認識と、同じ物をメディア報道によって得た認識の差を探るためのモノです。結果、担当経験が無い場合は、たとえ関連領域に位置していても、認識はメディア情報に依存してしまう、と考えられます。





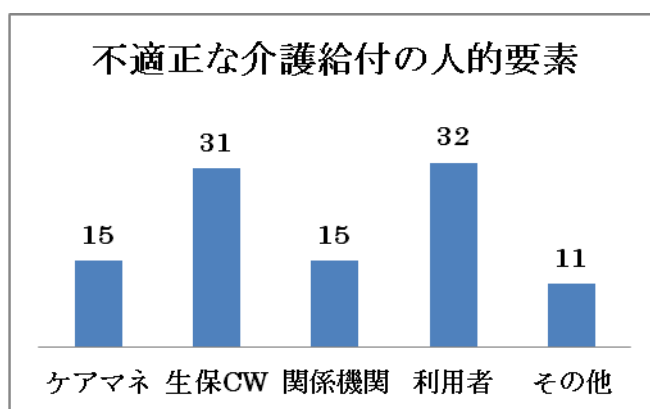
二問目の質問は、

生活保護下での介護サービスの適正な運用がされている場合、誰がその鍵を握っていると思われるかを尋ねました。ケアマネが握っているとする回答者が多く（53）、僅かな差で生活保護ケースワーカー（50）が続きます。



三問目では、

不適切な運用がされている場合に、鍵となる人を選んでいただくと、利用者本人（32）、ケースワーカー（31）、ケアマネ（15）という結果でした。もちろんこの結果は「どう考えているか」を問うもので、客観的事実かどうかは不明です。がしかし、納得のいく結論ではないかと思えます。生活保護制度は法的に必要と規定され、ケースワーカーが必要と判断した場合は、無条件に介護サービスの一部自己負担分が支給されるので、利用者も関係者もモラルハザードを引き起こしやすい面があります。これを是正できるのは、生活保護ケースワーカーとケアマネだけではないでしょうか。



四問目は、

福祉事務所との連携を重要と思うかを尋ねました。全回答者 128 名中 124 名が、連携が重要と回答しています (96.8%)。これは次の質問への前振りです。では「連携」の具体化はどのようにすべきでしょうか。

実は全国の福祉事務所長宛てに、厚生労働省から、「連携の具体像とその実現に向けて福祉事務所が為すべきこと」を記載した通知が、既に出ていたのです。通知によれば福祉事務所はケアマネを雇用した方がよく、また介護扶助については、制度説明をケアマネにすることが求められています。

アンケート結果では、これらの通知を知らないケアマネが圧倒的に多く、通知が関係者に周知されていない実態から推して、「連携」の困難さを感じさせます。

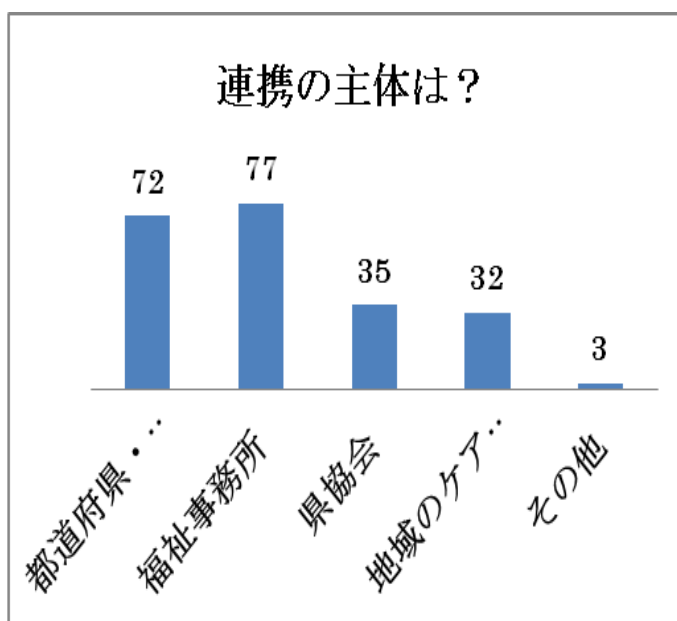
※参考通知「H23. 3. 31 社援保発 0331 第 14 号 厚生労働省社会・援護局保護課長通知」

「H12. 3. 3 社援第 825 号 厚生労働省社会・援護局長通知」

(アンケートには、通知の一部を掲載しました。)

最後の質問は

「連携」の音頭取りはどこがすべきか、「連携」のための研修等を担うのはどこであるべきか、を尋ねました。結果は福祉事務所が音頭を取りや研修を担うのがベストという事になりました。本来、福祉事務所は巨大な予算と強力な措置権限を持つので、地域福祉の「包括的拠点」であるべきものです。しかし生活保護制度の運用を見ていると、高齢者や介護サービス面は「下請け」に「丸投げ」することが適正と認識されているようです。この「認識」が生活保護ケースワーカーとケアマネとの連携阻害の要因と思われます。高齢者介護やケアマネジメントの実態を、福祉事務所に提示して行くことが、当協会の果たすべき役割だと考えます。



編集者コメント

①本報告書の提言に基づき、11月に「生活保護法関連について学ぶ」と題した研修会を計画しております。日程につきましては、HPに掲載いたしますので奮ってご参加ください。

②紙面の都合上、報告者に正式な報告書のダイジェスト版の作成をお願いし作成していただいたものです。原本をご希望される方は、お申し出ください。(送料のみ有料となります)

日本介護支援専門員協会埼玉県支部から お知らせ

□ 日本介護支援専門員協会埼玉県支部総会の告示

5 月 2 6 日（日）埼玉県介護支援専門員協会の総会・基調講演、研究大会終了後

- ・日 時 : 17:00～17:30
- ・会 場 : 埼玉教育会館 103 号室
- ・内 容 :

- ・平成 24 年度収支報告
- ・平成 25 年度予算案
- ・平成 25 年度役員候補案（改選のため）

について審議していただきます。JCMAの会員の皆様には、「総会へのご出席確認」をFAXにてお知らせください。

□ 代議員及び役員改選のお知らせ

平成 25 年度は代議員及び役員の改選が行われます。（代議員とは正会員の代表者です）

今回の選挙は、会長候補者理事選挙で会長候補者理事を選出し、臨時理事会で会長が選任されます。また、全国選出理事選挙も行われます。

	代議員選挙	説明	特記事項
役割	会長候補者理事選挙および全国選出理事選挙に投票	埼玉支部の代議員数は 1 名。任期 2 年。	
4/18～4/30	立候補受け	受付は終了しました	JCMA から葉書で周知あり
5/15～5/21	立候補者公示		
5/22～5/29	WEB（パソコンによる）選挙⇒5/31 結果発表	JCMAのHPにアクセスして投票します。	
6 月 16 日 社員総会	会長候補者理事選挙および全国選出理事選挙	会長候補者理事選挙および全国選出理事選挙に投票	



ニュース
フラッシュ

4月から変わったこと

この4月から下記のように大きな変更があります。

個人の働き方を見直すことが必要になるでしょう。詳しくはネットや書籍で確認しておきましょう。

年金・介護

- ①男性の厚生年金支給開始が61歳からに(女性は5年遅れ)
- ②国民年金保険料が月額1万4980円から60円アップ
- ③障害者総合支援法施行
 - ・「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。
 - ・障害者(児)の定義に難病等が追加された。
- ④訪問介護員の資格に試験制度が取り入れられた。【従来は講座受講のみ】

生活

- ①孫への教育資金1500万円が非課税に
- ②自動車やバイクの自賠責保険の保険料も、すべての車種の平均で13.5%値上
- ③改正高年齢雇用安定法が施行され、65歳までの希望する人全員の継続雇用を企業に義務となる。
- ④改正労働契約法が全面施行され、契約社員でも同じ会社で5年続けて勤めると、無期雇用に変われる(5年後から転換可能に)

賛助会員コーナー

・中央法規出版株式会社 東京営業所

(敬称略)

《受付順、掲載の許可をいただいた事業所のみ掲載しております。掲載は2回しております》

事務局からのお知らせ

① 「法律に係る困りごと相談室」

定期的に法律相談日を設けております。次回は

- ・相談日 : 5月17日(金) 15:00から17:00です。

(当日は、既に2件予約がありますが、希望者は事務局にご相談ください)

- ・相談員 : 当協会顧問弁護士 佐藤徳典先生
- ・相談内容 : 定期相談日以外で、事業者等との個人的なトラブルの相談も可能です。

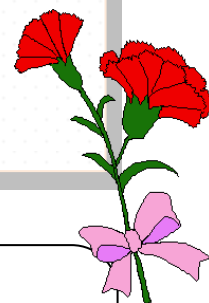
当協会はその内容についてはお聞きしませんので、個人情報の漏えいはいけません。ご安心ください。(個人情報は厳守いたします。)

先ずは、当協会事務局(山本)にお問い合わせください。

② 議決権の行使方法変更について

今回から、総会に関する「第9回定期総会へのご出欠確認票」を、従来のはがきから、FAX返信に変更させていただきました。毎年15%程度しか回答が無く、督促状まで発行せざるを得なくなり、非効率な状況になっていましたので、勝手ながら変更させていただきました。

この状況についてご理解いただき、ご協力をお願いいたします。



編集後記

皆さんのゴールデンウィーク(G・W)の過ごし方は如何でしょうか。海外旅行の方もいらっしゃるでしょうか?利用者さんのことが気になりとてもそんなこと…悩ましい限りです。事務局では、総会資料作成と印刷送付、この広報誌作成などで暦通りの休みです。

この4月から、働き方が変わる・変えるターニングポイントになりそうです。G・Wを起点にして、ケアマネさん個人の生活スタイルも見つめ直しては如何でしょうか。 T・Y

発行人： 特定非営利活動法人埼玉県介護支援専門員協会 千葉 道子
特定非営利活動法人 埼玉県介護支援専門員協会事務局
〒330-0062 さいたま市浦和区仲町2-13-8 ほまれ会館内
TEL 048-835-4343 FAX 048-835-4344
Email : jn.kcx_vau.nd@palette.plala.or.jp

